

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1 9 7 9、1 9 8 0	受 理 年 月 日	令 和 6 年 7 月 9 日
件 名	子ども・子育て支援交付金を活用した学童保育等職員の賃金の引上げ		
要 旨	<p>学童保育（クラブ）・児童館事業は、京都市が事業主体者として社会福祉法人などの運営団体に委託している。</p> <p>京都市は事業の委託費用として、一人一人の職員の経験や資格要件などの条件で算定した人件費と運営費を、運営団体と協定を締結して支給している。</p> <p>職員の賃金と労働条件は、安心して働き続けられるものでなければならぬ。長く働き、経験豊かな職員の存在は、子供の最大限の権利保障をすることになると考えるからである。</p> <p>こども家庭庁は、2名の常勤職員を配置した場合には子ども・子育て支援交付金を増額するとして、2024年5月21日に京都市に通知を出している。</p> <p>これは福祉労働者の確保が低賃金を理由に困難な状況にあり、とりわけ学童保育（クラブ）・児童館で働く職員の賃金を改善すること、また雇用形態を常勤化することは重要であると考えたからではないか。</p> <p>しかし、京都市はこども家庭庁からの連絡が遅かったことを理由に、5月市会で議決した委託費用に反映させていない。</p> <p>続いている物価高騰への対応と職員が安心して働き続けられる賃金に改善していくことは、学童保育（クラブ）・児童館事業の事業主体者としての京都市の責任である。</p> <p>ついては、こども家庭庁が増額した子ども・子育て支援交付金を活用した補正予算を組み、賃金を引き上げることを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		